

議案第 1 1 3 号

川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

川崎市総合福祉センター条例（平成 1 7 年川崎市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9 時～12 時	1 時～ 5 時	6 時～ 9 時30分	9 時～ 9 時30分
ホール	9, 770 円	13, 440 円	17, 110 円	40, 320 円
第 1 楽屋	500 円	810 円	1, 010 円	2, 320 円
第 2 楽屋	500 円	810 円	1, 010 円	2, 320 円
第 3 楽屋	500 円	810 円	1, 010 円	2, 320 円
大会議室	6, 110 円	7, 120 円	8, 140 円	21, 370 円
第 1 会議室	500 円	610 円	810 円	1, 920 円
第 2 会議室	500 円	610 円	810 円	1, 920 円

第3会議室	2,540円	3,050円	3,560円	9,150円
和室	1,010円	1,220円	1,420円	3,650円

別表の1施設利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加え、同表備考第2項中「乗じて得た額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加え、同表備考第3項中「2割相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

別表の2設備利用料の表中「5,000円」を「5,090円」に改め、同表備考第2項中「2割相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

総合福祉センターの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。